

平成17年度 第1回

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会議録

日時：平成17年5月11日（水）

午後2時00分～4時00分

場所：文京区役所2102会議室

文京区企画政策部広報課

## 1 開会

竹澤広報課長

皆さん、こんにちは。お時間になりましたので、平成17年度第1回情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。まず、委員の出欠状況からご報告させていただきます。事前にご連絡いたしまして、全委員から出席のご回答をいただいているところですが、現時点で堀添委員が遅れているようでございます。情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第7条に定足数を定めておりますけれども、その定足数を満たしておりますので、有効に成立いたしておりますことをここでご報告させていただきます。

16年度におきましては、個人情報保護条例の改正につきまして、ご尽力いただき、大変ありがとうございました。答申に基づきまして、本年第1回の区議会定例会に提案いたしまして、3月に条例が成立し、公布いたしております。一部を除きまして4月1日から施行しているところでございます。ありがとうございました。

また、条例改正に合わせまして、個人情報保護制度事務要領を全面改訂いたしまして、あらかじめご自宅のほうに送付させていただいているところですが、会議用といたしまして席上にもご用意させていただいております。

## 2 職員紹介

竹澤広報課長

本日の議題でございますけれども、諮問案件1件、報告案件2件、合計3件でございます。本日諮問及び報告案件にかかわります所管課長が出席しておりますので、ここでご紹介させていただきます。原口職員課長でございます

原口職員課長

職員課長の原口と申します。よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

続きまして、野田情報政策課長でございます。

野田情報政策課長

情報政策課長をしております、野田と申します。よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

あと、担当の係長が出席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

### 3 審議

竹澤広報課長

それでは、まず、諮問案件からでございますけれども、区長から本来諮問させていただくところでございますけれども、本日所用がございまして、失礼させていただいております。企画政策部長が代わりまして諮問書を交付させていただきます。では、よろしくお願いいたします。

(内山会長に諮問書の交付)

鈴木企画政策部長

よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

それでは、委員の皆様には諮問書の写しを配付させていただきます。それでは、これより議事に入らせていただきます。内山会長に議事をお願いいたします。

内山会長

それでは、ただいま、諮問をいただきました。本日は次第にありますように、この諮問案件、その他に報告を2件受ける、ということになっております。まず、この諮問案件についての審議をさせていただきたいと思っております。ご説明のほうを広報課長より、よろしくお願いいたします。

竹澤広報課長

それでは、私のほうから概略をご説明させていただきます。その前に、資料の確認をさせていただきます。まず、資料第1号の1、2でございますのが、諮問案件についての資料でございます。資料第2号でございますが、こちらが施設予約システムに関する報告事項の案件の資料でございます。そして、資料第3号、第4号でございますけれども、これが制度運営状況の報告案件に関する資料でございます。資料はよろしいでしょうか。

それでは、早速諮問案件についてご説明させていただきます。諮問案件につきましては、懲戒処分の公表基準、これを作成いたしまして、5月1日から施行しているところでございますが、国等では15年11月に人事院で指針を定めて、各省に通知しているところで

ございます。区におきましても検討いたしまして、この度策定いたしましたものでございます。その中の、職員の氏名等の個人情報の公表につきまして、個人情報保護条例の外部提供にあたる部分もでございますので、個人情報保護条例の第15条の審議会の意見聴取事項ということで、諮問させていただいたところでございます。それではまず、諮問文につきまして私のほうから読み上げさせていただきます。

平成17年度諮問第1号文京区個人情報の保護に関する条例第15条第2項第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記、

1. 諮問事項、懲戒処分を受けた職員の氏名等の個人情報の外部提供について。

2. 諮問の趣旨、区は、区政について説明責任を尽くし、その透明性を高めることで、区民の行政に対する信頼を確保していかなければなりません。また、区民の信託に基づき公務を担う職員は、法令を遵守し、誠実に職務を遂行することが求められており、区の人事制度においても、適正な人事運営とその状況を区民に対して明らかにすることが必要です。そこで、区民に対する説明責任を果たすため、職員が、社会や区の行政執行に大きな影響を及ぼす事案によって懲戒処分を受けた場合については、懲戒処分の公表にとどまらず、その事案内容により、当該処分の対象となった職員について、氏名その他個人を特定することのできる情報を公表することができるものとするものです。

3. 外部提供する相手方、報道機関に対して情報提供を行う。

4. 外部提供する対象となる者、免職とされた者又は詐欺、横領事件に関係した者など、懲戒処分の原因となった事案の社会的な重大性、処分内容及び当該職員の職責等を総合的に勘案して、氏名等を公表することが妥当であると区長が判断した者。

5. 外部提供する個人情報の項目、氏名のほか役職名、性別などにより個人を識別することができる場合はその情報。

以上が諮問文でございます。資料第1-2号にその懲戒処分公表基準をご用意しております。今回の諮問に係る部分につきましては、この資料第1-2号の3. 公表内容でございますが、公表する内容は原則として次のとおりということで、(1)から(7)までございます。ただし、免職の処分を行った事案又は詐欺・横領事件等社会に及ぼす影響が大きい事案は、氏名等の個人情報を公表することができる、という規定がございます。公表方法につきましては、6番にございますけれども、報道機関、庁内への情報提供という形でございます。それで、資料第1号の1をご覧いただきたいと思っております。ここに必要性、手続き等概略をまとめてございます。

氏名を公表する必要性でございますが、住民の信託に基づき職務を担う職員は法令を遵

守し、誠実に職務を遂行することが期待されている。したがって、職員が社会に及ぼす影響が大きい事件を起こした場合、公務に対する信頼を回復するため、住民に対し十分な説明責任を果たす必要があるということでございます。職員の個人情報につきましては、個人情報保護条例の中で、保護の対象にはなっているところでございますが、そういったことで氏名公表する必要性があるでございます。

2点目に公表の手続きでございますが、懲戒処分決定後、処分の原因となった事案の社会的な重大性、処分の内容、当該職員の職責等を総合的に勘案し、氏名等を公表することが妥当であると区長が判断した場合に公表するものでございます。この社会的な重大性というところでございますけれども、これにつきましては、法令・服務規律等に違反する行為、非違行為でございますけれども、内容の反社会性の大きさであるとか、行政に対する信頼の失墜の程度の大きさ等を指すものでございます。また、総合的に勘案し、とございますけれども、これにつきましては、職員のプライバシーの侵害の程度であるとか、その者に与える影響等を考慮するというところでございます。また、公表することによりますけれども、公表するということにつきましては、当然必要最小限の範囲で公表する、ということでございます。

あと、3が具体的に氏名の公表が想定される事例といたしまして例をあげてございます。公務外において酒酔い運転により死亡事故を起こしたことにより懲戒免職された場合、公金を横領したことにより懲戒免職された場合、利害関係者から金銭等の贈与を受けたことにより懲戒免職された場合、等が考えられます。

4番目が参考といたしまして、他団体の状況をまとめてございます。懲戒処分を公表する際の氏名の公表基準を明文化している団体ということで、国・都道府県・政令指定都市・特別区の状況をここに記載してございます。国におきましては公表指針というのがございますけれども、この中では氏名公表等については明文化されておりませんが、人事院のほうで示しました各省庁への通知文の中では、特例といたしまして、社会的影響・職責の大きさなどを勘案して氏名を公表するなど、指針の定めとは別途の取り扱いをすべき場合もあるというようなことが加えられているところでございます。基準例といたしまして、東京都・港区・荒川区をあげてございますので、ご参考にしていただければと思います。私のほうからのご説明は以上でございます。

内山会長

はい。ありがとうございました。ご説明をいただきました。この諮問について、当審議会としてどのような答申をすべきか、ということについてこれからご意見をいただきたいと思っております。1点私のほうから確認させていただきましますけれども、この諮問文の4、2枚

目になりますけれども、外部提供する対象となる者、この者について公表する、ということになるわけでしょうけれども、これを見ますと、免職をされた者は外部提供する対象となる者にあたる、もう一つは、詐欺・横領事件に関係した者など、懲戒処分の原因となった事案の社会的な重大性、処分内容及び当該職員の職責等を総合的に勘案して、氏名等を公表することが妥当であると区長が判断した者、ということに文章的にはなるのかと。要するに、区長が公表することが妥当であると判断した者は、免職とされた者以外の者なのかということをまず確認させていただきたい。資料を見ますと、必ずしもそのようではないように見えますので、その点だけ確認させていただいて、そのあとご意見をいただきたいと思います。

原口職員課長

では、私の方から

内山会長

どうぞ、ご着席いただいて

原口職員課長

この文章を読みますと、そのように取られますけども、最終的にはすべて区長が判断いたします。ただ、免職された場合においても、免職されたからといってすべて公表されるわけではございません。免職された場合や、免職されなくても社会的に重大な案件の場合等、総合的に判断して、最終的に区長が判断する、という解釈です。

内山会長

免職をされた者又は詐欺・横領事件に関係した者など、そのあと全部にかかるわけですね。このように理解していただくということで、何かご意見があればいただきたいのですが。

佐藤委員

1点いいですか。

内山会長

はい。

佐藤委員

この職員の範囲というのは、あくまでも役所の本採用の方だけを対象にするのか、その他いろんな方いますよね、臨時とかパートとか非常勤とか、そのような方たちまでも含んで対象となるのか、その辺はどうなんでしょうか。

原口職員課長

正規職員、いわゆる地方公務員法第29条の適用がある者に限ります。

内山会長

パートとか非常勤の職員で、地方公務員法の適用がない者は含まないということですね。単純労務の人は含むんですね。

原口職員課長

含みます。

内山会長

ご意見がなければ、時間の問題もありますので、叩き台と申しますか、一応の案文を用意させていただいておりますので、それをご覧いただきながら、お気づきの点があれば、ご意見をいただく、という方が早いかと思われまして、そのようにさせていただきたいと思いますがそれでよろしゅうございますか。

(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり)

内山会長

では、よろしくお願いいたします。

(答申文(案)の配付)

(堀添委員着席)

内山会長

それでは、全委員がお揃いのようにございますので、整理をいたしますと、ただいま、諮問を区長からいただきました。それについて、審議会として答申案を検討しよう、ということでございます。答申案の案文、あらかじめ作成したものについて、これから読み上げていただいて、これについて各委員から忌憚のないご意見をいただく、そういうことで答申案をまとめていきたいと思っております。恐れ入りますが、事務局のほうでお願いいたします。

竹澤広報課長

それでは、答申案文を読み上げさせていただきます。『平成17年5月11日付17文企広第64号による諮問「懲戒処分を受けた職員の氏名等の個人情報の外部提供について」について、下記のとおり答申します。

記、

職員の非違行為に対する懲戒処分に際して、当該職員の氏名その他当該職員を特定することのできる個人情報を公表することは、行政の透明性を確保し、説明責任を果たし、もって行政に対する信頼を回復するために必要な場合が考えられます。しかし、他方で、当該情報は、当該職員のプライバシーに関わる事柄であり、文京区個人情報の保護に関する条例により保護もされています。公表することにより、当該職員に対して懲戒の目的以上

の社会生活上の深刻な影響を及ぼす場合のあることも考えられるところです。そこで、氏名等の個人情報の公表に当たっては、非違行為の内容の反社会性や行政に対する信頼の失墜の程度、処分内容、当該職員の職責などを勘案した公表の必要性和、公表することによる当該職員のプライバシー侵害の程度やその者に与える影響などを衡量して慎重に判断することが必要です。当審議会は、行政の透明性を確保し説明責任を果たすことは、非違行為の概要、行為者の職層および懲戒処分の内容などの公表はおこなうものの、氏名の公表まではおこなわないといった方法によっても実現可能な場合があることも考慮すれば、職員の氏名等の個人情報の公表は、収賄など故意行為によって職務に関して犯罪を犯した場合や、酒酔い運転により死亡事故を起こしたことを理由に懲戒免職された場合などのように、著しい信用失墜行為や反社会性が認められる非違行為があった場合に、説明責任を果たすため必要と判断される限られた範囲内で行うのが適当であると考えます。』

以上でございます。

内山会長

はい。ありがとうございます。この答申案、資料第1 - 1号、2号を見ますと、同種のこと現実にはあらかじめ答申の内容と同様の手続きも考慮されているようですが、諮問に対する答申ということになりますと、資料第1 - 1号や1 - 2号はつかないわけでございますから、ここに書いてあることも含めて、答申の中で必要なこと、考慮すべきことを考察した上で答申という形になると思います。

これを一切修正するべきでない、ということでお示したわけではございません。こういうところを、このような表現に変えた方がいいのではないかと、また、別の趣旨を答申すべきではないかと、ということであれば、それも含めてご発言いただきたいと思います。

ご覧いただく時間もあるでしょうから、今、答申案文を読んでいただいている間の時間つなぎということでお伺いするのですが、過去例えば昨年度1年間で、この基準で氏名を公表するような事態が何件くらいあったのでしょうか。なければないでその方がいいのだと思うんですけども。

原口職員課長

但し書きにあたるものはありません。

内山会長

まあ、処分はあったかもしれませんが、氏名を公表するのが適当だというような

原口職員課長

そういうものはありません。

内山会長



要するに、その程度の頻度のものだということですね。

原口職員課長

ですから、ほとんど例外的な場合に限られると思います。

(挙手あり)

内山会長

はい、どうぞ。

木元委員

資料第1 - 1号、この資料の中で3番目、氏名の公表が想定される事例の1番目ですけども、「公務外」と特にしなきゃいけない理由、それをちょっと伺いたいのですが。

内山会長

要するに、想定される場合、ということで、勤務時間内に酒酔い運転をするということ自体が想定されていない、ということでしょう。

原口職員課長

職務上は、仕事しているわけですから、そういったことはないでしょうが、仕事外においても、公務員の身分として信用失墜行為をしてはならない、ということがありますので、特に刑事事件等起こした場合、こういった例えば酒酔い運転で死亡事故、といった場合には氏名を公表することがある、ということです。

内山会長

文章表現からすると、公務外であっても、ということでしょうね。公務内はもちろん、公務外であってもということですね。

木元委員

あえて、「外」と使っていますからね。そういう表現だと、公務内はいいのか、って話になってしまいますからね。公務内は絶対はない、というのが前提なんですね。わかりました。

近藤副会長

これに該当するような事例はなかったんですか。

原口職員課長

酒酔い運転で死亡事故というのは今まではないです。

内山会長

この想定される事例、3つの場合いずれにしても懲戒免職の場合が例示されていますけども、公表の基準ですと、懲戒免職された者、又は社会的に重大な非違行為を行った者ということで、必ずしも、免職をされない者でも公表するという形になっていますね。想定

される事例の中に免職はされないけれども氏名は公表するというような事例は、基本的には想定されないということでしょうか。

原口職員課長

そうですね。実際、そのような場合はほとんど懲戒免職であろうと思いますけども。

内山会長

いかがでしょうか。もしご意見がないようでしたら、このような趣旨で答申をするということで、ご異議はありませんでしょうか。

( 「ありません」と呼ぶものあり )

内山会長

それでは、「てにをは」の問題は、表記の問題も含めてあるかも知れませんが、基本的にはこの案をもって答申をさせていただき、ということに決定させていただきます。答申案は後ほどということで。

竹澤広報課長

またもう一度会長とご相談させて頂きまして、後で答申いただければと思います。

内山会長

それでは答申自体はただいまの議をもって答申の案文と決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、会議次第によりますと、報告案件を2件、報告をしていただくということになっております。まず、最初の案件について、審議資料の2になりますか。事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

竹澤広報課長

それでは、諮問案件にかかわる職員課の案件が終わりましたので、職員課長はここで退席させていただきます。

原口職員課長

ありがとうございました。

竹澤広報課長

それでは、報告案件の1番目、議題の2番目でございます。施設予約システムの外部委託についてでございます

平成18年の1月に、インターネット施設予約システムを稼動・運用するにあたりまして、委託で実施するわけでございますけれども、データを記録してありますサーバ本体を

区の管理施設以外の施設に設置するという、IDC という方式でございますけれども、これを初めて区として採用するというのもございますので、委託事項にかかわるものは年度分まとめた形でご報告をさせていただいておりますが、このような事情もございますので別に切り分けまして、ご報告させていただくところでございます。報告のご説明につきましては、情報政策課長のほうからお願いしたいと思います。

内山会長

はい。お願いします。

野田情報政策課長

では、座らせて説明させていただきます。

それでは、資料第2号に基づきまして、ご説明させていただきます。まず、事業の概要からですが、現在、IT 技術の進展に伴いまして、自宅のパソコン、あるいは携帯電話といったものから、インターネットを通じて、買い物とか宿泊の予約とかそういったものが便利にできるようになっている時代です。本区のいろいろな施設の予約につきましても、そういった IT 技術を使いまして、便利に申し込みができるようになれば、区民サービスとしても、利便性を高めるということになりますので、こういったシステムを導入しようということになりました。対象施設といたしましては、こちらに挙がっていますように、スポーツ施設としては竹早テニスコート、小石川運動場、集会施設としては文京シビックセンター内区民会議室、消費生活センター、生涯学習施設ですと、生涯学習センター、生涯学習館、それから、シビックホール、大ホール・小ホール・スカイホールとございますけれども、こういった施設をインターネットで予約できるようにしよう、ということです。稼働の時期は来年の1月を予定しています。

それでは、システムの概要について説明させていただきます。3枚目めくっていただけますか、A4横、別紙でインターネット施設予約システムの概要図というのがあります。これをご覧ください。まず左側に家庭・職場のパソコン、あるいは携帯電話といったものがあります。まず、利用者はインターネットを通じて申し込みを行いたい場合、最初窓口に来ていただいて、施設予約システムを利用したいという申し込みをさせていただきます。その際、IDとパスワードを発行いたします。また、料金の支払いのために支払口座を登録させていただきます。これを職員がシステムに入力することになります。その後インターネットに接続しているご自宅のパソコンからログインしていただきまして、インターネットを通じて、利用申請をしていただくことになります。パソコンのない方は、真ん中の下にあります、利用者用端末、これを各施設におくこととなりますが、こちらを利用していただきまして、タッチパネル式になっておりますけれども、こちらから利用の申し込みをし

ていただく形になります。抽選のほうもインターネットを通じてできるようになります。申請をしていただきますと、区側のほうから利用承認をインターネットを通じて行うということになります。そして、先ほど言いましたIDCと呼ばれる、データセンターですね、こちらが図で言うと右側のほうに書いてあります。四角に囲って書いてありまして、NTTデータクリエイションという風に書いてあります。こちらが、今回の委託業者になります。サーバ機器の中には個人情報というのが、氏名・電話番号・口座情報とかこういったものが入力されているということになります。今回のこういったIDCというのは区の中ではなく、外にあるということで、個人情報があるサーバは外にあるということで、今までのシステムと違う、といった形態をとっています。IDCというのは民間の業者が運営する施設です。ここにサーバの機器を置いて、常駐する業者が区に代わって運用や保守を行うというようなことになっています。このようなIDCを利用するメリットですが、理由としては、今回のシステムはインターネットを通じたシステムですので、24時間・365日システムを運用する必要があるわけですね。ただ、区の職員だけではなかなか保守が難しいということがあります。そこで専門の業者がいるセンターで、夜間に故障があった場合でも、対応することができます。また、専用の施設ということで、セキュリティも高いレベルにあります。入室カードによる入室管理や、24時間・365日ガードマンが常駐し、侵入者を警戒する、建物の外には監視カメラをたてるなど、非常にセキュリティが高いものになります。

戻っていただきまして、3ページ目を見ていただきますと、個人情報の保護に関する条例との関係です。本システムでは、サーバ等の機器を外部の施設に設置するというので、区と通信回線でこれを結び、データをやり取りするわけです。このため、条例第15条の3の外部接続に該当するのではないかとも思えるわけですね。しかしながら、IDCに設置する機器は区の持ち物、区の管理するもので、条例でいう、区の機関以外のものが管理する、というものにはあたらないわけです。また、サーバ機器については、この業者は他にもシステムを持っていますが、それらとは接続したりすることはなく、文京区だけのものとして独立したものです。といったことで、条例第15条の3の外部結合には該当しない、と考えております。ただし、個人情報の保護ということについては、条例は区あるいは受託者に対して必要な措置を行うことを求めているわけですから、十分に対策を行っていく必要があるわけですから、特に外部に個人情報を持つ機器を置くということですので、運用保守については十分配慮していく必要があるということです。このため、データセンターにおいては、IDCにおける対策、として書いてありますとおり、管理体制を明確化する、ガードマンの常駐により管理区域内への入室を制限する、閲覧権限のないものが

システムにアクセスできないようシステム上の制限をする、当然個人情報の入ったバックアップしたテープについては適切に保管する、また、監視カメラによっても侵入者防止のための措置を行う、それから、次めくっていただくと4ページ目、条例及び契約上の規定としては個人情報保護義務に違反したものに対しては罰則を適用することができる、あるいは契約書において、セキュリティ規則等の遵守を明記しておく。3番目として、システム上も、データ通信を暗号化して読めないようにする、セキュリティ上必要なシステム上の対策を行う。ファイアウォールというのはシステム内部に侵入されないための関所のようなものです。それから、IDS といった、不正進入をキャッチできるようなシステムを設置する。職員に対してもアクセスできる職員を限定する、また、個人情報保護に関する十分な教育・研修を行う、こういったことで、個人情報を十分に保護していきたい、と考えております。なお、5番目に書いてあります、システムにおいて今回記録する個人情報といたしましては、氏名・ID・パスワード・メールアドレス・住所・電話番号・口座情報、その他必要な情報が、今回記録しようとしている情報でございます。先ほど申しました、個人情報の取扱業者としては、NTT データクリエイション株式会社という会社で、こちらは地方自治体関連システムの監視業務並びに維持管理業務に関する ISMS、情報セキュリティマネジメントシステム、こちらは第三者機関ですけれども、国際的なセキュリティ基準に合致するものがあればこれを認証するもので、こちらの認証を受けておりますので、IDCについても高いセキュリティレベルを保っているということでございます。また、他の自治体に対しても実績があるということで、信頼するに足るところでは判断しております。こういったことで、今回開発・運用するシステムではIDCといった外のデータセンターに個人情報のある機器をおきますけれども、こういったことで、十分私どもでは個人情報は保護されると考えておりますので、今回ご報告させていただいたものです。以上です。

内山会長

はい。ありがとうございました。これは報告ですから、伺っておけばよろしいということですが、ご質問があれば。

私からよろしいですか。IDCにある機器というのは、文京区の所有なんですか。ハードディスク、サーバ関係は。

野田情報政策課長

そうですね。リースということになりますので、管理権限はこちらにあるということになっています。

内山会長

ハードディスクにいろんな顧客のものが共用されているわけではなくて、文京区のもの。

野田情報政策課長

はい、全く文京区のもので。

内山会長

じゃあ、要するに文京区の庁舎にあるものが、そういったデータセンターでさらに安全に守られているということですね。それともうひとつ、その中にある、サーバの中のいろいろな情報は、IDCの職員が操作することはあるんですか？機械の保守はするでしょうけども、その中にある、どこの誰といったデータを見たり加工したりといったことは。

野田情報政策課長

しないです。保守ということで、ソフトにパッチをあてたり、アプリケーションソフトの部分では、故障があったりする場合にやりますが、データの部分についてはいじらないですね。

バックアップはもちろん何かがあったら困りますので取りますけれども、テープについては必ずその区域内に保管するということになります。外には持ち出さないということです。

近藤副会長

よろしいですか。

内山会長

はい。

近藤副会長

ただいまのご説明で大変よくわかりましたし安心なんですけれども、セキュリティとチェック管理、文京区のだけだということで大丈夫だと思うんですけれども、その管理はどのようにして行うのですか。

野田情報政策課長

業者側にもセキュリティ基準を設けてもらいまして、自主的なチェックをしてもらうのがひとつ。それと、こちらの側でも実際に行って調べるようなこともできるかもしれませんが、こちらは実効性があるかちょっと検討したいと思います。

内山会長

全くのノーチェックということだと、問題があるかと思うので、例えば課長さんが必要と思う場合には説明を求めるといようなことをなるべくしていただければと思います。やりっぱなしというのでは気持ちが悪いので。

他にございますか。なければ、この件につきましては、ご報告をいただいた、ということにさせていただきます。

次の報告事項に入ります。

竹澤広報課長

それでは、ここで情報政策課長、退席させていただきます。

野田情報政策課長

ありがとうございました。

内山会長

ご苦勞様でした。

竹澤広報課長

それでは、議題の3件目でございます。報告事項でございます。

平成16年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況でございます。条例の規定によりまして、審議会に報告させていただくということになってございます事項を報告するものでございます。それでは資料第3号に基づきまして、担当の野稲主査のほうからご説明させていただきます。

野稲広報課主査

それでは、私のほうからご報告させていただきます。座ったままでご報告させていただきます。

まず、資料第3号ですが、個人情報保護条例の規定に基づく報告事項でございます。個人情報保護条例の中で、いくつか審議会に報告すべきものとされているものがございます。それに係る報告でございます。まず、最初の1ページ目ですが、新規業務登録ということで、個人情報取扱業務につきましては、登録制度がございまして、業務登録をしているところでございますけれども、新規登録、登録の削除等について審議会に報告することとなっております。新規業務登録でございますけれども、新規事業であるとか、組織の立ち上げ等によりまして、本年4月1日からのものも含まれておりますけれども、7件新規登録をいたしました。

ページをめくっていただきまして、登録業務の変更ということで業務登録をしております登録内容の変更の報告でございます。印鑑登録証明書の申請書の性別記載欄を削除したとか、もろもろの小さな登録事項の変更でございます。中でも生活習慣病予防業務、という業務名の中で、保健予防課、小石川保健サービスセンター、本郷保健サービスセンターにおきまして、目的外利用に関する事項、個人情報に関する事項を追加しておりますけれども、これは3月に審議会に諮問をいたしまして目的外利用に関する答申をいただきまして、その答申に基づく目的外利用ということで新たに追加したものでございます。それからそのページの一番下の選挙執行業務ですね。これも去年の6月に審議会に諮問いたしま

して、障害の有無・要介護区分等について、不在者投票制度の中で目的外利用することについて承認をいただきまして、それに基づいて登録内容を変更したものでございます。

次の組織変更に係る登録業務の変更ですが、これは、文京区の組織変更に伴いまして、所管課の名称が変わったものや所管課が変わったものについて登録の変更をしたものです。次のページ、登録業務の廃止でございます。これは、個人情報業務登録自体を廃止したものであることについて報告をするものです。1の区民参画ですが、これは自治基本条例策定のためのいろいろな検討組織を立ち上げておりましたけれども、自治基本条例が成立いたしましたので、そのための業務登録を廃止したということです。都合4件、業務登録を廃止しております。

次のページにいきまして、業務の登録状況でございますけれども、業務登録数、業務登録個票件数、と二つの数字が出ております。業務登録の括り方の問題なんですけれども、業務登録としてひとつの登録を立ち上げまして、その下にもう少し細かい区分けをして個票という形で登録をしております。こういう形になっておりますけれども、業務登録数で417件、個票の件数で853件、現在個人情報取扱業務を登録してございます。以上が個人情報業務登録のご報告です。

次に、外部委託についてということで、条例第12条に係る報告をいたします。個人情報の取扱いを伴う外部委託をする場合は審議会に報告することとされております。昨年度につきましては総件数で23件の外部委託をしております。内容的には、職員の健康診断であるとか、国民健康保険・老人医療関係のレセプトの処理など医療関係の専門的知識を必要とする業務であるとかデータの処理や通知書の発送など大量の処理を要する事務、効率的な運用のために区有施設の管理・運営を外部に委託している、そういった案件につきまして外部委託を通年的にやっているところでございます。

次に、目的外利用でございます。条例第14条に基づきまして、個人情報の目的外利用をした場合には審議会に報告することとされております。これも、件数としましては15件報告されておりますが、内容的には、税務業務に関しての、税務課が保有している個人情報を利用するというのが多くございます。いろいろな保険料の賦課・免除であるとか、給付業務の可否の決定などにおきまして、税務業務にかかる個人情報を他のセクションが利用しているということでございます。ほとんどが法令に基づく利用でございます。それから先ほど出ましたけれども、審議会承認をいただいた案件につきまして目的外利用をしているものが、保健予防課、小石川保健サービスセンター、本郷保健サービスセンターにおける生活習慣病予防業務において税務情報を利用しております。これは審議会承認事項ということで報告をさせていただいたところです。



それからページをめくっていただきまして、外部提供について（条例第15条に係る報告）というのがございます。個人情報情報を外部、実施機関以外のものに対して提供した場合には審議会に報告することとされております。これも、税務課であるとか国保年金課の業務における個人情報情報を外部提供するケースが多くございます。税務課の関係は放置バイクの処理について警察署であるとか他市区町村に対して情報提供しているものが非常に多くございます。件数で年間300件程度あるかと思えます。あとは当然他の市区町村に対して税の賦課のために情報を提供している場合がございます。件数で17000件前後、年間で情報を提供しております。それから国保年金課の関係ですと、弁護士法であるとか刑事訴訟法であるとか民事訴訟法であるとかそういった法律に基づきまして、資料の照会がございます。それに対して答えている、というのがございます。こういった外部提供はほとんどその提供の根拠が審議会ということになっております。審議会で一括承認をいただいた類型の中に該当するということがございますけれども、提供を受ける側に一定の根拠法令がございます、それに基づいて照会があった場合は文京区で提供の可否を判断しまして、提供する必要がある、と認められた場合に提供をするといった形になっております。

それから次のページをめくっていただきまして、外部結合についてということで、これは通信回線によってコンピュータ同士を結合しまして、そういう方法で文京区の保有する個人情報情報を提供するということについての報告でございます。現在外部結合しているものは1件だけでございます。住民基本台帳ネットワークに基づく個人情報情報の外部提供です。これは平成14年度から行っているものでございますけれども、その実績が次のページにございます。

住民基本台帳ネットワークによる提供件数ということですが、住民基本台帳の変更データの提供ということで、年間57000件ほど実績がございます。昨年度は55000件ということで、多少増えております。それからさらにページをめくっていただきまして、最後のページですけれども、下のほうですね。2番の住民基本台帳ネットワークによる提供件数ということで住民票の写しの広域交付・付記転出入ということで数字があがっております。これは住基カードを利用した住民票の交しの請求ですとか転入転出の手続きについて、数字をあげているものでございます。住民票の写しについては300件前後、転入転出手続きについてはそれぞれ5件実績がございます。それから参考までですけれども、住民基本台帳ネットワークに対する苦情ということで昨年度1件ございました。苦情内容は、住民票コードを削除するか、または、住基ネットから離脱してほしいという内容でございました。ちなみにその前の年度では2件同じような苦情がございました。以上が個人情報保護条例に基づく報告案件でございます。

それから次、資料第4号でございますが、これは情報公開条例に基づきまして、情報公表・情報提供しなさいという規定がございます。そして情報公表・情報提供した場合は審議会に報告することが義務付けられております。それに基づく報告でございます。まず1ページ目、条例第22条による情報公表ということですが、この規定は区の基本計画であるとか区政全体に係る総合的な計画、あるいは庁議の審議事項であるとか、付属機関の報告書・議事録等そういった案件について公表すべきということで公表している案件です。昨年度は19件の資料を行政情報センターのほうに提供しております。あと、それぞれの所管の扱いになりますけれども、ホームページ等にも掲載しているところがございます。

それから次のページでございますが、条例第23条による情報提供ということで、これは区民参画に重要な関わりのある事項、都市計画であるとか区の施設整備に関する事項であるとか、環境・保健衛生・防災等に関する事項であるとか、そういった区民生活に関係のある事については積極的に情報提供するよという、そういう規定でございます。それに基づく情報提供をしております。次ページまで含めまして35件情報提供ということで、行政情報センターに資料を提供しているところがございます。以上でございます。

内山会長

ありがとうございました。あらかじめご送付はされているとはいうものの、膨大な情報、これ自体が情報でございますから、一時に咀嚼すること自体が難しいところがございますが、何か今までのご説明いただいた中で質問されることがあれば、していただきたいと思っております。

佐藤委員

ちょっとよろしいですか。

内山会長

はい。

佐藤委員

勉強のためにお伺いするんですけれども、住民基本台帳というのは誰でも閲覧できますよね。基本的にはコピーはできませんよね。ただ、見て、書き写すということはできるんですか？

野稲広報課主査

メモを取ることはできます。

佐藤委員

それは、まあ変な話、目的とか理由がどうであれ、それは問わないわけですか。

野稲広報課主査

一応、正当な目的による閲覧ということになっておりまして、正当な目的の範囲内かどうかについて、文京区の運用としましては、営業目的までは認めています。従いまして、ダイレクトメール業者さんの閲覧が多いんですけれども、実際に発送するダイレクトメールを持ってきていただいて、それを確認して閲覧を認めるといった取扱を現在しております。

竹澤広報課長

具体的には、住民基本台帳の閲覧については個人情報保護法との関係でいろいろ問題になっているところもございますけども、例えば文京区の場合ですとこれまで2つ設けていた席を1つにするとか、物理的な形で、あるいは閲覧料金を高額に、3000円ということなんですけれども、そういった形で一定の歯止めをかけながら、あと、先ほど申しましたけれども、こういったものを発送するという具体的なものを持ってきていただくといった、確認行為をしたうえで閲覧していただくというような形で実施しているところでございまして、自由にどなたでも見られるということではございません。

内山会長

基本的には住民基本台帳法という法律によって運営されていることで、その法律の中では閲覧自体に制限がもともとないんですよ、原則公開といいますか、閲覧ができるという状況ですね。ただ、不当な目的等があってはならないということで、実施する、例えば文京区が不当な人に対してはそれを拒絶するという、例外的にチェックをしているというふうなことで、区長が認める場合に限り閲覧を許す、というような制度にはもともとなっていないんですよ。

竹澤広報課長

基本的な形ではそのようにはなってないですね。

内山会長

ただ不当なものについては拒むということで拒んでいるということですね。法制度そのものがそれで良いかという問題はありますが。

竹澤広報課長

国等も検討会を立ち上げたりいろいろ動きが出てきている問題です。

佐藤委員

ただ見たいから見せてくれ、といただけでは見せないということですね。

竹澤広報課長

目的等を明確に申請書に書いていただいて、なおかつ、先ほど申しましたように、ダイレクトメールであれば、実際に発送するものも合わせてチェックしたうえで閲覧するとい

う形です。

内山会長

他にご質疑はありますでしょうか。なければ、ただいまの報告は了承した、ということにさせていただきたいと思います。本日はこれで予定されていた議事は終わったということですが、これに加えて何か事務局のほうでご発言がありますか。

竹澤広報課長

私のほうからは特に事務的な連絡事項はございません

内山会長

あ、そうですか。特段、次回何か会議を予定しているというようなことも一応はないですか。

竹澤広報課長

現在の時点では新たにご審議いただく予定のものはございません。またやはり個人情報保護法が施行されてますので、私どものほうも、かなり区民の方からの問い合わせ等も増えているところでございます。ですからそのような関心も高くなってきておりますので、場合によってはまた諮問させていただくような事項が発生すること考えられますので、その際にはまたご通知させていただきたいと思っております。

内山会長

はい。またその際には皆様ご協力をお願いいたします。それでは今日はこれで当審議会の審議は終了させていただきます。終了にあたりまして、部長から一言いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

鈴木企画政策部長

改めて委員の皆様におかれては、日頃から文京区政にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。また本日は貴重な時間を割いてご出席いただき、また答申並びに貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。情報の管理・提供の問題は大変デリケートで重要な問題だというふうに認識してございます。今後とも適切な情報公開の運用と個人情報の保護の徹底に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

内山会長

ありがとうございました。それでは、これで閉会させていただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。